

資産形成と保障のハイブリッド

万が一のときの保障を備えながら

ツミタス

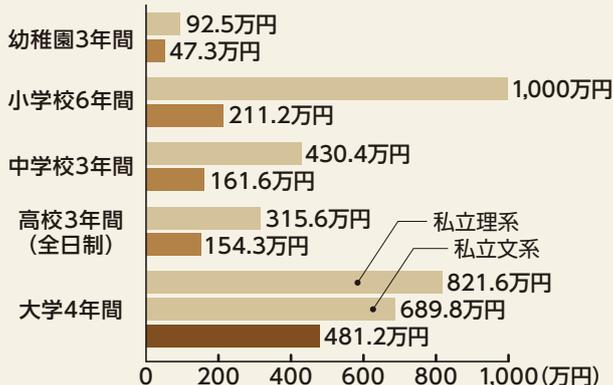
ツミタスなら、個人でも法人でも
将来に向けた資産形成を
堅実かつ確実に準備できます！

満18歳～満65歳までお申込みできます



個人でつみたてる

■お子様の教育費の目安

幼稚園・小学校・中学校・高校は私立※1
大学は私立文系※2に進学した場合

約2,528万円かかります。

幼稚園・小学校・中学校・高校は私立※1
大学は私立理系※2に進学した場合

約2,660万円かかります。

■ 私立 ■ 公立 ■ 国公立

※1 文部科学省 令和3年度「子供の学習費調査」

※2 日本政策金融公庫 令和3年度「教育費負担の実態調査結果」

※3 文部科学省 令和3年度「私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)」

私立医学部※3に
進学する場合は、初年度だけでも
約510万円かかります。

高額な費用がかかる場合もある教育資金は早めの準備が大切です。

ツミタスなら、つみたて感覚で将来に向けた資産形成が行えます。

お客様ご自身の老後資金準備のためだけでなく、教育資金など資産形成の目的に合わせて保険料払込期間を選べます。

ご提案例 ～基本保険金額200万円から申込み可能です～

お子様への準備など

基本保険金額	20,000,000円
年払保険料	1,276,340円
総払込保険料	12,763,400円
50歳契約応当日 当日の解約払戻金	13,513,480円
戻り率	105.8%

保険料払込期間
10年払済

40歳男性

保険料払込期間を短くすることでお子様の成長タイミングに
合わせた資金準備も可能です。

保険料払込期間のバリエーション

年払済(10・15～22年)

歳払済(60.65.70.75歳)

※被保険者の年齢によって、ご契約可能な保険料払込期間は異なります。
※ご希望に応じ、年払契約も選択可能となります。

【保険料払込期間ごとの解約払戻金額・戻り率推移】介護保障・死亡保障を継続した場合 被保険者:男性40歳 基本保険金額:2,000万円 保険料払込方法:年払

保険料払込期間	年払保険料	総払込保険料	50歳(10年後)	60歳(20年後)	70歳(30年後)
10年払済	1,276,340円	12,763,400円	13,513,480円※1 (戻り率105.8%)	15,143,120円※2 (戻り率118.6%)	16,801,280円※2 (戻り率131.6%)
60歳払済	606,860円	12,137,200円	— ※3	14,308,560円※1 (戻り率117.8%)	16,200,820円※2 (戻り率133.4%)

※1 契約応当日当日の金額を表示しております。契約応当日前日までに解約した場合、解約払戻金額は表示額より少なくなります。

※2 契約応当日前日の金額を表示しております。※3 保険料払込期間中のため、解約した場合、解約払戻金額は既払込保険料を下回ります。

基本保険金額最高3億円まで可能！

特長

1

増やす

元本割れしません

保険料払込期間満了後に解約
した場合、解約払戻金は累計払込
保険料より多く受け取れます。※保険料払込期間中に解約した場合、解約
払戻金額は既払込保険料を下回ります。

特長

2

備える

万一の時の死亡保障に加え、
介護保障にも備えられます。※保険料払込期間満了後の死亡保険金また
は介護保険金は、基本保険金額となります。
※40歳未満は、介護保険金の支払対象外です。

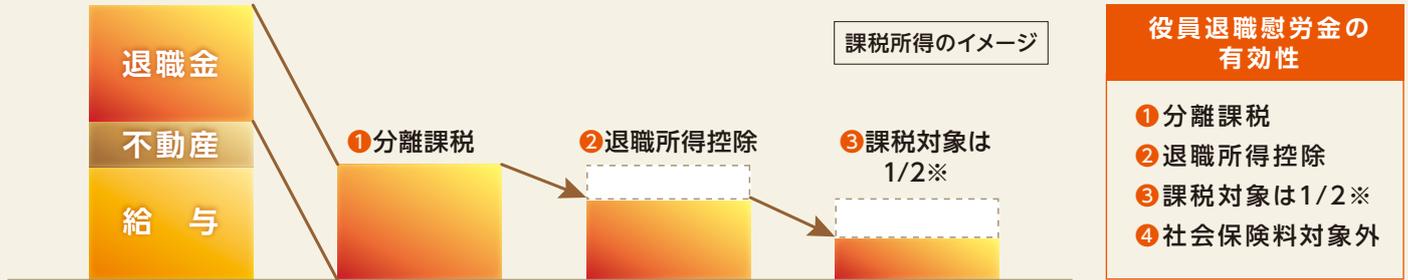
特長

3

健康状態を
問いません健康状態に関する
告知は、不要です。※今までに公的介護保険制度の要支援・要
介護の認定を受けたことがある、または、申
請中のお申込みいただけません。

将来、経営者様がお勇退される際やお亡くなりになった場合の退職慰労金の積み立てにご活用いただけます。

保険料払込期間満了後の解約払戻金はお払いいただいた保険料を上回るため、経営者様がお勇退される際の「退職慰労金」など、将来に向けた資金の確保が可能です。万が一、死亡でご退任となった場合の「死亡退職金」は、のこされたご家族の生活を支える大切な資金にもなります。



退職慰労金のメリット
退職金にかかる税金は、退職所得控除や課税対象が1/2となるなど、その他の所得と比較して税制で優遇されています。そのため、保険料払込期間満了後の解約払戻金を退職慰労金として受け取ることで、役員報酬と同じ額を受け取るよりも手取り額が大きくなる可能性があります。

勤続年数	退職所得控除	納税額
20年以下	勤続年数 × 40万円 ※80万円未満の場合は80万円	(退職金 - 退職所得控除) × 1/2 ※税率
20年超	(勤続年数 - 20年) × 70万円 + 800万円	

※勤続年数5年以下の法人役員などの退職金について、短期退職手当等(短期勤続年数に対する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの)については、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を超える部分については、上記計算式の2分の1計算の適用はありません。

●ご加入のご検討にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」をご参照のうえ、税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。

●税務の取扱い等については、2025年7月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合もございます。

ご提案例【平準払】

40歳男性
保険料払込期間 10年払済
基本保険金額 100,000,000円
年払保険料 6,381,700円
総払込保険料 63,817,000円
50歳契約当日当日の解約払戻金 67,567,400円
戻り率 **105.8%**

【保険料払込期間ごとの解約払戻金額・戻り率推移】

介護保障・死亡保障を継続した場合 被保険者:男性40歳 基本保険金額:1億円 保険料払込方法:年払

保険料払込期間	年払保険料	総払込保険料	50歳(10年後)	60歳(20年後)	70歳(30年後)
10年払済	6,381,700円	63,817,000円	67,567,400円※1 (戻り率105.8%)	75,715,600円※2 (戻り率118.6%)	84,006,400円※2 (戻り率131.6%)
60歳払済	3,034,300円	60,686,000円	— ※3	71,542,800円※1 (戻り率117.8%)	81,004,100円※2 (戻り率133.4%)
70歳払済	2,056,200円	61,686,000円	— ※3	— ※3	81,083,000円※1 (戻り率131.4%)

※1 契約応当日当日の金額を表示しております。契約応日前日までに解約した場合、解約払戻金額は表示額より少なくなります。

※2 契約応当日前日の金額を表示しております。※3 保険料払込期間中のため、解約した場合、解約払戻金額は既払込保険料を下回ります。

●戻り率をご契約内容などによって異なります。 ●契約日より適用される保険料率は異なる場合があります。お客様に適用される保険料は、募集代理店にご確認いただくか、または提案書等をご確認ください。 ●商品の詳細は、「契約概要」等をご確認ください。

ご案内の保険について気になった方は
スマートフォン・パソコンで資料請求ができます!

資料サイトは
こちら▶▶▶



<https://forms.office.com/r/FDVt6nWgD>

募集代理店

株式会社トータル保険サービス

個人コンサルティング部 生保営業室

〒104-0031 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン23階

フリーダイヤル:0120-307-024 (平日9:00~16:00)

【アフラック(「医療保険」「がん保険」のご案内)】



引受保険会社

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

URL <https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について

コールセンター **0120-5555-95**

月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00

※祝日・年末年始を除きます。